

総量規制基準の適用関係

○化学的酸素要求量

特定施設の届出日	時 期	
	H29.9.1	H31.4.1
S55.6.30 以前からあるもの	第 7 次基準適用期間 ($C_c \times Q_c$ 又は $C_{co} \times Q_{co}$)	第 8 次基準適用 ($C_c \times Q_c$ 又は $C_{co} \times Q_{co}$)
S55.7.1～H3.6.30 における新增設分	第 7 次基準適用期間 ($C_{ci} \times Q_{ci}$)	第 8 次基準適用 ($C_{ci} \times Q_{ci}$)
H3.7.1～H29.8.31 における新增設分	● 第 7 次基準適用期間 ($C_{cj} \times Q_{cj}$)	第 8 次基準適用 ($C_{cj} \times Q_{cj}$)
H29.9.1 以降の新增設分		● 第 8 次基準適用 ($C_{cj} \times Q_{cj}$)

備考 ●は、事業場が特定施設を新・増設した時点を表す。

○窒素含有量及びりん含有量

特定施設の届出日	時 期	
	H29.9.1	H31.4.1
H14.9.30 以前からあるもの	第 7 次基準適用期間 ($C_n \times Q_n$ 又は $C_{no} \times Q_{no}$ 、 $C_p \times Q_p$ 又は $C_{po} \times Q_{po}$)	第 8 次基準適用
H14.10.1～H29.8.31 における新增設分	● 第 7 次基準適用期間 ($C_{ni} \times Q_{ni}$ 、 $C_{pi} \times Q_{pi}$)	第 8 次基準適用
H29.9.1 以降の新增設分		● 第 8 次基準適用 ($C_{ni} \times Q_{ni}$ 、 $C_{pi} \times Q_{pi}$)

備考 ●は事業場が特定施設を新・増設した時点を表す。